

令和2年度
(2020年度)

監査委員事務局の取り組み実績

<事務局長の方針・考え方>

- ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助
- ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進
- ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ

具体的な取り組み：各種監査の円滑な実施

令和2年4月1日施行の枚方市監査基準を踏まえ、各種監査等を実施します。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。

なお、庁内における新型コロナウイルス感染症への対応や交代制勤務等の実施を踏まえ、被監査部署の負担軽減につなげる観点から、定期監査の実施手法の一部見直しを行っています。

監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。

事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。

また、住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

実績	<ol style="list-style-type: none">① 定期監査については、年間監査計画に基づき、市駅周辺等まち活性化部、都市整備部、上下水道事業部、総合政策部、総務部、教育機関（学校園）、市長公室及び市立ひらかた病院を対象に実施。② 随時監査のうち公の施設の指定管理者監査は、「さだ・まきの文化創造プロジェクト」を対象に、また、対象部署である観光にぎわい部文化生涯学習課及び総合教育部中央図書館を対象に実施。③ 工事監査については、都市整備部施設整備室が所管する「（仮称）枚方市総合文化芸術センター建設工事」を対象に実施。
説明	<p>①②③（共通）</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応やそれに伴う交代制勤務等の実施状況を踏まえ、三密の防止と被監査部署の負担軽減の観点から、講評時の出席者を必要最小限とするよう見直しを行いました。更に、出席者については事前の体温確認を実施しました。</p>

具体的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内

容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に係数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月 1 回、決算審査等については 6 月から 8 月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

実績	① 例月現金出納検査については、原則として毎月 1 回、各会計の前月分の現金の出納状況について検査を実施。 ② 決算審査等は、企業会計については 6 月 4 日から、一般会計・特別会計については 7 月 7 日からそれぞれ実施し、8 月 25 日に市長へ決算審査意見書を提出。併せて、健全化判断比率等審査意見書も提出。津田、菅原、氷室の各財産区会計の決算については、審査を 7 月から 11 月にかけて行い、11 月 13 日に市長に決算審査意見書を提出。
説明	①②（共通） 定期監査等と同様に、新型コロナウイルス感染症への対応やそれに伴う交代制勤務等の実施状況を踏まえ、三密の防止と被監査部署の負担軽減の観点から、出納検査や決算状況聴取会の出席者を必要最小限とするよう見直しを行い、出席者については事前の体温確認を実施しました。

具体的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部局のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

実績	① 監査結果等については、公表後速やかに市のホームページに掲載。 ② 「オーディット・フォーラム」については、9 月に令和元年度決算審査意見書の概要をまとめた 23 号を、3 月には令和 2 年度中に実施した定期監査等における指摘改善事項や意見要望事項を取りまとめた 24 号を発行し、事務改善の参考として活用するよう全部署に周知。
説明	① 監査結果を速やかに公表して市民に対する説明責任を果たすことにより、市政への信頼確保につなげるよう努めました。 ② 監査対象部局以外の職場においても、監査結果で出た意見を参考にして、適

	正な事務執行が行われているかどうかの再確認を依頼し、市全体として事務の効率化や改善につながるよう努めました。
--	--